### 一般財団法人足立区観光交流協会 SNS アカウント運用方針

一般財団法人足立区観光交流協会(以下「協会」という。)が運用する SNS の運用方針を次のとおり 定める。

- 1 運用する SNS の種類
- (1) Instagram
- (2) X (旧 Twitter)
- 2 アカウント名及び URL、ユーザー名、アカウント管理者

## (1) Instagram

| アカウント名   | #アダチラブ【足立区観光交流協会公式】                         |
|----------|---|
| URL      | https://instagram.com/adachikanko_official/ |
| ユーザーネーム  | adachikanko_official                        |
| アカウント管理者 | 一般財団法人足立区観光交流協会 事務局長                        |

## (2) X (旧 Twitter)

| アカウント名   | #アダチラブ【足立区観光交流協会公式】               |
|----------|-----------------------------------|
| URL      | https://twitter.com/adachi_kanko/ |
| ユーザー名    | @adachi_kanko                     |
| アカウント管理者 | 一般財団法人足立区観光交流協会 事務局長              |

# 3 目的

SNS を広報媒体の一つとして位置づけ、区の魅力及び観光関連情報並びに協会が主催するイベント 関連情報等を広く区内外へ発信することを目的とする。

## 4 掲載内容

それぞれの SNS の特性に応じて取り扱う内容を次のとおり定める。

## (1) Instagram

- ア 区内飲食店舗の紹介
- イ 「あだち街フォトコンテスト」応募作品等を活用した季節の花や景色、観光スポットの紹介
- ウ モノやコト、場所に焦点を当てたテーマに沿った区内の話題や出来事の紹介
- (2) X (旧 Twitter)
  - ア 協会からのお知らせ全般(イベント開催可否、HP 更新情報など)
    - ※ X(旧 Twitter)のポストのみで完結ではなく、協会 HPへの誘導を前提として発信する。
  - イ 時事的なお知らせ(花の開花情報、マスメディア掲載、放映情報など)

### 5 運用時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分(休業日を除く)に不定期に発信する。ただし、緊急を要する場合等、内容や状況によっては時間外にも発信する。

### 6 運用ルール等

## (1) Instagram

ア エンゲージメント (いいね、リポスト等)

(ア) 他アカウントの投稿に対するエンゲージメント

本項「エ フォロー」に定める基準を満たしたアカウントの投稿についてのみ、行うことができる。ただし、別項「7 免責事項(5)」に記載する内容に抵触していないアカウントの投稿であって、かつハッシュタグ「#アダチラブ」を付された投稿については、この限りではない。

(イ)協会アカウントの投稿へのリプライ・コメントに対するエンゲージメント アカウント管理者が認める場合、これを行うことができる。

### イ リプライ・コメント

原則として行わない。ただし、協会アカウントの投稿へのリプライ・コメントであって、協会による返信又は回答が必要と判断される場合は、アカウント管理者の事前決裁を経た上でこれを行うことができる。

ウ ダイレクトメッセージ

協力企業・団体及びアカウント管理者が認めるアカウントについては行うことができる。

エ フォロー

下記基準(ア)~(ウ)を全て満たしたアカウントを対象にフォローをする事ができる。ただ し、アカウント管理者が必要と判断した場合にはこの限りではない。

- (ア) 足立区の魅力発信や観光に資すると協会が認めた施設及び法人・企業・団体であること。
- (イ) 投稿にて紹介した店舗等、協会のアカウントの運用に協力のあるアカウントであり、かつフォローバックの承諾を得られたアカウントであること。
- (ウ) 別項「7 免責事項(5)」に記載する内容に抵触していないアカウントであること。

### オ その他

アカウント管理者がアカウントの運用に支障が生じると判断した場合、または不適切と判断した場合は、他アカウントからのリプライ・コメントを削除することができる。

### (2) X (旧 Twitter)

ア エンゲージメント (いいね、リポスト等)

原則として行わない。ただし、別項「7 免責事項(5)」に記載する内容に抵触していないアカウントに対しては、アカウント管理者が認めた場合のみ行うことができる。

イ リプライ

原則として行わない。

ウ ダイレクトメッセージ原則として行わない。

エ フォロー

下記基準(ア)~(ウ)を全て満たしたアカウントを対象にフォローをする事ができる。ただし、アカウント管理者が必要と判断した場合にはこの限りではない。

- (ア) 足立区の魅力発信や観光に資すると協会が認めた施設及び法人・企業・団体であること。
- (イ) 投稿にて紹介した店舗等、協会のアカウントの運用に協力のあるアカウントであり、かつフォローバックの承諾を得られたアカウントであること。
- (ウ)別項「7 免責事項(5)|に記載する内容に抵触していないアカウントであること。

## オ その他

アカウント管理者がアカウントの運用に支障が生じると判断した場合、及び不適切と判断した 場合は、他アカウントからのリプライを非表示にすることができる。

### 7 免責事項

- (1)協会は、細心の注意を払い情報発信を行うことを原則とするが、掲載情報の正確性、完全性、有 用性等を完全に保証しない。
- (2)協会は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。
- (3)協会は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負わない。
- (4)協会は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (5) 利用者による投稿が、個人、企業、行政、地域等を誹謗中傷するものに該当する場合又は下記アからクに抵触する場合には、投稿された記事の削除及びアカウントのブロック等を行う場合がある。 ア 公序良俗に反する、もしくはそのおそれのあるもの。
  - イ 違法行為、犯罪行為に結びつくもの、またはそのおそれのあるもの。
  - ウ 迷惑を与え、または不利益を生じさせもしくは損害を与えるもの、またはそのおそれがあると 協会が判断するもの。
  - エ 知的財産権(著作権、商標権、その他)や肖像権、プライバシーを侵害するもの。
  - オ 有害なプログラム・スクリプト等を含むもの。
  - カ 他者になりすますもの。
  - キ 各種ソーシャルメディアの利用規約等に反するもの。
  - ク その他、協会アカウントの管理運営及び運用を妨げる等、協会が不適切と判断したもの。

#### 8 著作権等の帰属について

SNS に掲載する個々の情報(文章、写真、イラスト等)に関する著作権、商標権等の知的財産権は協会又は原権利者に帰属する。

# 9 運用方針の変更

この運用方針は予告なく変更する場合がある。

## 10 適用

この運用方針は、令和3年5月24日から適用する。

令和6年7月9日 改定(6足観協発第255号 足立区観光交流協会事務局長決定)

## 【お問い合わせ】

一般財団法人足立区観光交流協会

電話;3880-5853
FAX:3880-5769
E メール:info@kanko-adachi.jp